

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、清掃車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和7年7月30日

【概要】

令和7年5月13日、港区海岸三丁目1番の浦島橋交差点内において、区の清掃車が、右折するために停止していた相手方の普通特種自動車に追突し、相手方自動車の後部バンパー等を損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方自動車の後部バンパー等が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：119,460円

【責任の割合】

区：100%      相手方：0%

【損害賠償額】

119,460円

【事故状況図】

